# 栗原中央病院・栗原薬剤師会会員薬局 合意書(第4版2023.10.1改訂)

栗原市立栗原中央病院(若柳病院、栗駒病院)と栗原薬剤師会は、院外処方せんに関わる薬剤師法第23条第2項(※)の取り扱いについて、下記のとおり合意した。なお、会員保険薬局は、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

※薬剤師法第23条第2項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

記

### 1. 処方医への同意確認を不要とする項目について (電話での疑義照会不要)

以下の場合については、薬局での待ち時間の短縮や処方医の負担軽減(外来の電話対応など)の観点から、処方医の同意がなされたとして原則疑義照会を不要とする。ただし、変更した内容はトレーシングレポートを下記 5 の FAX 送付先に FAX する。 ※変更内容をお薬手帳に記載する場合にも必ずトレーシングレポートでの連絡をお願いします。

- 1) 成分が同一の銘柄変更(別名称品への変更、後発品から先発品への変更など。医療用麻薬は除く)<sup>※1</sup> ※1. 適宜患者同意を得ること
- 2) 剤型変更(錠剤から OD 錠、散剤、水剤などへの変更。抗がん剤、医療用麻薬は除く) \*\*2
- 4) アドヒアランス向上のための一包化、あるいはその逆(医療用麻薬は除く)
- 5) 別規格製剤がある場合の規格変更(5mg2錠を10mg1錠へ変更など。医療用麻薬は除く)
- 6) 外用剤の用法(適用回数、適用部位等)が口頭で指示されている場合
- 7) 注射針の本数調整およびコメント間違いの修正
- 8) 週一回や月一回投与の製剤が、他の連日投与薬と同一の日数で処方された場合の誤日数の適正化
- 9) 残薬がある場合の日数短縮(残薬の生じた理由を記載)<sup>※3</sup> ※3. 処方を削除することは不可。残薬調整における最小日数は1日とすること

#### 2. その他の疑義照会を不要とする項目について

事前に特定の診療科、医師との間で同意を得ている事項については疑義照会不要とするが、医薬品の適応および用法用量に明らかな逸脱がある場合や判断に迷う場合は必ず処方医に確認するものとする。

例)添付文書に記載されている用法と異なる指示の場合(食前→食後、1日1回→1日2回投与への変更など<sup>※4</sup>) ※4. 承認された1日投与量上限を超えていない場合に限る

# 3. 当日の疑義照会が必要な項目

- 1) 併用禁忌、場合によっては併用注意がある場合
- 2) 湿布薬の63枚を超える処方に対する理由記載の不備
- 3) 他院からの重複投与
- 4) その他(用法が明らかに承認用法から逸脱している場合、投薬制限医薬品の日数超過、など)

### 4. 合意内容の変更について

合意内容の変更については、栗原市立栗原中央病院と栗原薬剤師会が必要に応じて協議する。

#### 5. FAX 送付先

栗原市立栗原中央病院 医事課 FAX 0228-21-5351

栗原市立若柳病院 事務 FAX **0228-32-5550** 栗原市立栗駒病院 事務 FAX **0228-45-5071** 

以上

合意の証として本合意書を二部作成し、それぞれ署名または記名捺印し各一部を保有する。

令和 年 月 日

栗原市立栗原中央病院 病院長 中 鉢 誠 司 印

薬局代表